



下島聡司税理士事務所

東京都杉並区西荻北2-3-9 トラストビル5F
TEL:03-6454-7471 / MAIL:contact@shi-tax.com

INDEX

- 1 相続税、10人に1人の時代に
- 2-3 もしもの時の財産の調べ方
- 4-5 高齢の親の財産を、子が管理するには
- 6-7 空き家でも登記は必要？
- 8 更年期障害は男性にも訪れる!?

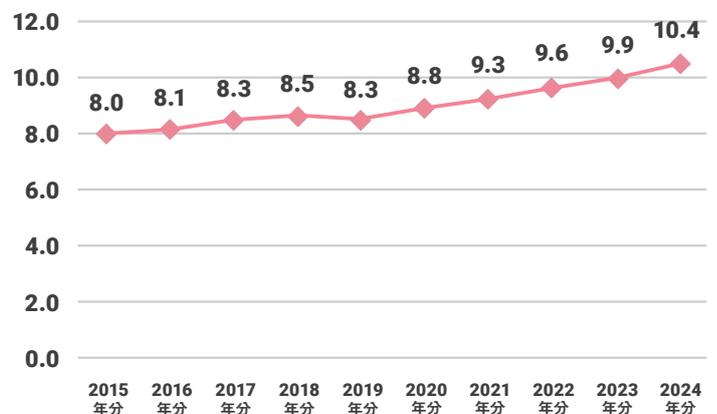
TOPIC 相続税、10人に1人の時代に

相続税の課税割合が初めて1割を超えました。2014年分は4.4%でしたが、2015年分は8.0%、2021年分は9.3%となり、2024年分は10.4%に達しています。

相続税を納めた方の数も2020年分以降増加を続け、2024年分は約36万人です。

背景には、2015年の基礎控除額引き下げに加え、地価の上昇、金融資産の増加、独身者の増加、相続人の減少などがあり、課税される方の範囲が広がっています。相続税は、多くの方にとって身近な税になりつつあります。

相続税の課税割合の推移 (%)



国税庁「令和6年分 相続税の申告実績の概要」より作成

参考：国税庁「令和6年分 相続税の申告実績の概要」
https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2025/sozoku_shinkoku/index.htm

／ 教えて! ／

暮らしとお金の

Q&A

今回のテーマ

もしもの時の
財産の調べ方



Q1.

**財産を知る手がかりとして、
どんな物がありますか？**

身の回りの物や郵便物が一般的です。通帳や財布のほか、故人宛てに届く通知や案内書類は、財産を知る手がかりになります。固定資産税の課税通知書や金融機関・証券会社からのお知らせなどの書面も手がかりの一つです。

Q2.

預金通帳から何がわかりますか？

預金通帳がある場合は、口座残高だけでなく、入出金の内容を確認することで、他の財産の存在を推測できます。例えば、保険会社名での引き落としがあれば保険加入の可能性があります、配当金や分配金と思われる入金があれば有価証券等の保有が考えられます。貸金庫使用料の引き落としがある場合は、銀行の貸金庫内も確認が必要です。

Q3.

**手がかりから、だいたいの財産が推測できました。
次はどうすればよいですか？**

手がかりから、どのような財産があるかを推測できたら、次は書類を確認しながら財産を特定していきます。実際に財産を特定する際に確認する主な書類を、チェックリストにしました。手続きを一度で終わられるよう、漏れがないかに気を付けながら洗い出していきましょう。

[チェックリスト] 財産の特定のために確認する書類

特定できる財産など	確認する書類	どこにある? いつ届く?
不動産	<input type="checkbox"/> 固定資産税課税通知書	毎年4月頃に市町村より送付
	<input type="checkbox"/> 登記識別情報(権利証)	お手元
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書、所有不動産記録証明書	法務局
	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書	お手元
上場株式	<input type="checkbox"/> 証券会社の取引報告書	証券会社より送付
	<input type="checkbox"/> 配当金支払通知書	信託銀行より送付
	<input type="checkbox"/> 議決権行使書	信託銀行より送付
非上場株式	<input type="checkbox"/> 法人税の申告書類(過去3期分)	評価会社
預貯金	<input type="checkbox"/> 通帳	お手元
	<input type="checkbox"/> 定期預金等証書	お手元
ゴルフ会員権	<input type="checkbox"/> 預託金証書又は株券	お手元
生命保険金	<input type="checkbox"/> 保険証券	お手元
死亡退職金	<input type="checkbox"/> 支払通知書など	お手元
電話加入権	<input type="checkbox"/> 電話番号	
貸付金	<input type="checkbox"/> 契約書など	お手元
未収入金	<input type="checkbox"/> 受領時の支払通知書など	お手元
債務	<input type="checkbox"/> 借入金返済計画表など	借入時に金融機関等が発行
未払金	<input type="checkbox"/> 医療費、公共料金等請求書・領収書	お手元
未納公租公課	<input type="checkbox"/> 課税通知書、納付書など	お手元
葬儀費用	<input type="checkbox"/> 請求書・領収書	お手元
	<input type="checkbox"/> 領収書がない場合は、メモ書き	お手元
その他	<input type="checkbox"/> 過去の贈与税申告書	お手元
	<input type="checkbox"/> 遺言書	お手元

Q4.

最近書類が届かないこともあります。

近年は、銀行取引や株式取引が電子化され、紙の書類が届かないケースも増えています。そのため、郵便物だけでは財産を把握しきれないこともあります。

故人のスマートフォンやタブレットには、金融機関のアプリや各種サービスの情報が保存されている場合があります。契約内容や利用状況から、預貯金や投資、サブスクリプションサービスの存在がわかることもあるため、状況を確認する前に解約してしまわないよう注意が必要です。

デジタル上の確認には時間を要することもあるため、必要に応じて専門家へ相談しながら、慎重に進めることが大切です。



もしもの時の 暮らしハウツー

【 今回のまなび 】 高齢の親の財産を、子が管理するには

日々の暮らしの中で、ふと直面する法律の問題。

相談者と、法律の専門家の会話から、対処方法についてご紹介します。



相談者

高齢の母に頼まれて銀行で生活費を引き出そうとしたのですが、本人でないためできないと言われました。



専門家

それはご面倒でしたね。銀行では、原則として口座名義人ご本人でないと引き出しができません。たとえご家族でも、特別な手続きをしていない限り対応してもらえないことが多いのです。



相談者

母が元気なうちから私がお金を管理できるよう、何かよい方法はありますか？



専門家

はい、いくつか方法があります。お母様をご健在で判断能力があるうちであれば、契約によってお金の管理を任せてもらうことが可能です。代表的なものとして、「財産管理委任契約」「家族信託」「任意後見制度」の3つの仕組みがあります。



相談者

まず、「財産管理委任契約」というのはどのような方法ですか？



専門家

財産管理委任契約は、お母様との間で「お母様のお金の管理をご相談者様に任せる」という契約を結ぶものです。



専門家

法律上は有効な契約ですが、実務では金融機関の対応が分かれ、窓口ではご本人の同行を求められることもあります。
そのため、日常的な支払いの補助など、比較的限定的な管理を想定している方に向く方法といえます。



相談者

それだと母自身が銀行に出向かなければ、実現できないかもしれないですね。「家族信託」はどうでしょうか？



専門家

家族信託は、お母様の財産を信託し、ご相談者様が受託者として契約に基づき管理・出金等を行う仕組みです。生活費や医療費などを、ご相談者様が代わりに支払えるようになります。
信託したお金は、あくまでお母様のための財産として管理する必要がありますので、ご相談者様ご自身のお金とは分けて扱うことが求められます。具体的には、信託口座（しんたくぐちこうぞ）と呼ばれる信託金銭専用の口座を作成して管理することが望ましいでしょう。
親の生活費や医療費を継続的に管理したい方や、将来に備えて早めに体制を整えたい方に向く仕組みです。



相談者

よさそうですね。最後の「任意後見制度」についても教えてください。



専門家

任意後見制度は、お母様の判断能力が将来低下した場合に備え、あらかじめ後見人を決めておく制度です。実際に後見が始まるのは、判断能力が低下した後になります。
そのため、今すぐお金を管理したい場合には適しませんが、将来への備えとしては重要な制度です。
将来の判断能力低下に備え、法的にしっかりとした管理体制を整えておきたい方に向く制度といえます。



相談者

なるほど。どの方法にするか、慎重に考えなくてはなりませんね。



専門家

そうですね。それぞれできることや費用、注意点が異なりますし、法律や税務上で注意すべき点も多くあります。また、お母様とご相談者様、いずれか一方の判断能力が低下した後では、これらの方法を採用することはできません。早めに専門家へ相談し、無理のない形を一緒に考えていくことをおすすめします。

事例で  ひもとく

ライフアセット・レポート

The theme for report etc.

空き家でも登記は必要？

人生設計に欠かせない資産の知識を、もっと身近に。
保険や不動産など、今後のヒントにしていだける情報をまとめました。
事例を交えながら、気になるポイントをわかりやすくお届けします。

Case 13. Mさんの場合

一戸建てを、父から相続しました。

すでに空き家となっており、今後も住む予定はありません。

売却を検討しています。

このような場合でも、相続登記は必要でしょうか？

面倒ですので、できればこのまま放置したいのですが、

相続登記をせずに放置しておくとうなりますか？

教えてください。

さっそく、この事例のポイントを解説します! 

 POINT-01

空き家でも、相続登記は義務

2024年4月1日から、相続人は、不動産（土地・建物）を相続により取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を行うことが法律で義務化されました。原則として、空き家であっても同じです。正当な理由なく期限内に登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

 POINT-02

登記をしないまま放置すると……？

相続登記をせず空き家のまま放置すると、次のような問題が生じる可能性があります。回避するためにも、相続登記は早めに済ませ、空き家のまま放置しないことが重要です。

放置した場合に生じる問題

- 罰則の対象に
上述のとおり、3年以内に相続登記をしないと過料が科される可能性があります。
- 売却、賃貸などができない
登記名義が故人のままでは、契約行為が成立せず、買主、借主などの取引が進みません。
- 権利関係の複雑化
時間が経つと二次相続が発生し、相続人の数が増加します。これにより、登記に必要な関係者が増え、遺産分割協議が複雑化します。
- 固定資産税の負担が不明確に
登記名義が故人のままだと納税義務者が曖昧で、延滞や督促の対象になることもあります。
- 空き家対策特別措置法の対象に
管理が不十分な空き家は「特定空き家」に指定され、行政からの指導や強制解体の対象となる可能性があります。

 POINT-03

早期の対応がおすすめ

相続登記を済ませておくことで、売却・賃貸・解体など今後の方針を柔軟に検討できます。登記名義が明確になれば、補助金申請などの手続きも進めやすくなります。自治体によっては、相続登記費用や空き家解体費用の一部を助成する制度もありますので、所在地の自治体に確認するとよいでしょう。

手続きに不安がある場合は、司法書士などの専門家に相談することで、安心して進められます。

現代の多様なライフスタイルに寄り添う

みんなの+健康カルテ

今回のテーマ

更年期障害は男性にも訪れる!?

軽やかに受け止め、無理せず乗り越える

更年期障害というと女性特有の症状と思われがちですが、実は男性にも同じような症状がみられることがあります。

男性の更年期障害は、テストステロン(男性ホルモン)の減少が原因で、女性よりも幅広い年代で起こりやすいのが特徴です。女性ホルモンが閉経をきっかけに多く減少するのに対して、男性ホルモンは20代をピークにゆるやかに減少するため、男性の更年期障害は始まりと終わりがわかりにくいといわれています。



更年期障害の症状

【身体的な症状】

ほてり、めまい、発汗、動悸、関節の痛み、頭痛、頻尿、疲れやすさ、肥満など

【精神的な症状】

不安感、やる気が起こらない、集中力の低下、記憶力の低下、不眠など

【これがポイント!暮らしの処方箋】

誰にでも起こり得る更年期障害。無理せず、自分らしく毎日を過ごすのがポイントです。

バランスのよい食事をとる

太りやすい年齢でもあるため、和食中心にして、たんぱく質やビタミンなどはきちんと摂取



しっかりと睡眠をとる

気力、体力ともに低下しやすい年齢なので、いつも以上に睡眠はしっかりと



運動を習慣にする

血行促進、ストレス解消、ダイエットなどの効果も期待できる運動がオススメ



趣味の時間を楽しむ

音楽や読書、料理など、症状を忘れるぐらい夢中になれる趣味があるといいですね

